

収受年月日	議 長	事務局長	書 記
6.8.29			
第 69号			



令和6年8月29日

埴町議会議長 鈴木 孝則 様

総務常任委員会委員長 菊 地 哲 也



所管事務調査報告書

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり実施したので、埴町議会会議規則第77条の規定により報告する。

記

1 調査事件

町税及び使用料等の収納状況について

2 調査の経緯

本委員会は、町税及び使用料等の収納状況の内容について、担当課からの聞き取り調査を行った。

調 査 日：令和6年7月17日（水）

出 席 委 員：菊地哲也、堀江祐司、藤田一男、吉田克則、青砥與藏、吉村守広、鈴木孝則

説 明 員：総務課長、企画情報係長

町民課長、課長補佐兼課税係長、収納係長

職務出席者：議会事務局長、書記

場 所：委員会室

3 調査の結果

令和5年度末における町税等の滞納合計額は47,647,853円である。収納率は年々上がっており、担当課の努力を評価する。また、令和5年度においても、個人県民税優良町村知事感謝状を受賞している。一方で、不納欠損額は個人町民税滞納繰越分1,094,385円、固定資産税現年分滞納繰越分合わせて4,904,477円、国保税滞納繰越分4,105,446円等合計額は1,000万円を超える。

IP告知システムについては、令和5年度末で加入率は74%で、必要性を感じていない世帯があるのか、災害時の対応を考えると心配である。未納合計額は合計で674,100円である。

地上デジタル再放信システムは地上デジタル放送が通常のアンテナ受信でき

ない地区で利用され、利用率はほぼ 100%に近い。未納合計額は令和 5 年度末で 224,100 円である。未納を理由に放送を長時間停止すると、総務省への報告が求められる。国はどのようなスタンスなのか甚だ疑問が残る。

税、使用料は町の礎であり、行政サービスも税でまかなわれている。今後も、町民に納税の必要性、公平性を理解してもらうため町全体で進んでいくことが重要であると改めて認識した。

4 委員報告書

別紙のとおり

収受年月日	委員長	事務局長	書記
6・7・24			
第 号	議 員	議 員	議 員

様式 1

調査研修等報告書

令和 6 年 7 月 23 日

議会議長
委員会委員長 様



提出者 堀江 祐司

派遣目的 (調査等 名称)	総務常任委員会所管事務調査		
派遣の 日時	令和 6 年 7 月 17 日 (水)	派遣先 (場所)	委員会室
内容	町税及び使用料等の収納状況について		
派遣 結果 (意見 及び 感想)	町税、使用料、保険料等、様々な収納状況の説明を、資料配布の元受けました。 納付状況、滞納状況等、支払いは義務とは言え、回収困難な面も多々あるのだと。(不納欠損等含) 憲法にも、『納税の義務』とあるが、中々難しい面も正直、沢山あるのかなあと感じました・・・。		

収受年月日	委員長	事務局長	書記
6.7.31	議 員 派 遣	議 員 派 遣	調 査 研 修 等 報 告 書
第 号			

様式 1

令和 6 年 7 月 31 日

議会議長
委員会委員長 様



提出者 藤田 一男

派遣目的 (調査等 名称)	総務常任委員会所管事務調査		
派遣の 日時	令和 6 年 7 月 17 日 (水)	派遣先 (場所)	委員会室
内容	町税及び使用料等の収納状況について		
派遣 結果 (意見 及び 感想)	町税の収納状況は、年々上がっている。担当の職員の努力がうかがえる。不納欠損額が多いのが気になるが、どうしても取れないとのことで、税法により整理したとのことであるが、極力努力していただきたい。 I P 告知システム使用料の滞納は、止めることができず難しいものがある。いずれにしても、不納欠損を出さないよう、なお一層の努力をお願いしたい。		

収受年月日	委員長	事務局長	書記
6・7・31			
第 号			



調査・研修等報告書

氏名	吉田 克則	提出年月日	令和6年7月31日
調査等名称	総務常任委員会所管事務調査		
調査等の日時	令和6年7月17日 13:30～	場所	委員会室
調査等の内容	町税及び使用料等の収納状況について		
意見感想	町民課及び総務課から収納状況について聞き取り調査を実施した。 町民課からは町民税・固定資産税等の一般会計及び国保会計等特別会計の収納状況と総務課からは IP 告知システム・地上デジタル再送信システム使用料の納付状況の説明をうけた。 このほかにも町が徴収している水道や下水道使用料金等があるが担当課単位での縦割り行政で全体的な収納管理がなされていないように思われる。 町税等の滞納者もあることから収納及び滞納管理を徹底し統括する部署を設けるべきと感じた。 特記すべき事項は、町民税や固定資産税等の不納欠損額が1000万円を超える金額であること。これは税金を払わなくても良いとするもので税金の公平負担からすると大きな問題である。		

収受年月日	委員長	事務局長	書記
6.7.3			
第 号	議員派遣 委員	議員派遣 委員	議員派遣 委員

様式 1

査研修等報告書

令和 6 年 7 月 31 日

議会議長
委員会委員長 様



提出者 青砥 與藏

派遣目的 (調査等 名称)	総務常任委員会所管事務調査報告書																																						
派遣の 日時	令和 6 年 7 月 17 日				派遣先 (場所)	委員会室																																	
内容	町税及び使用料等の収納状況について																																						
派遣 結果 (意見 及び 感想)	1, 町税等滞納額の推移について 町民税・固定資産税・軽自動車税の一般会計 国民健康保険税・介護保険税・後期高齢者保険税の特別会計 滞納繰越分は一般会計・特別会計共に減少傾向にあるが、収納率は 80% 不納欠損額については、特に固定資産税、国保税など、古い延滞繰越金 など焦付きが大きい。 2, 滞納整理の流れ 3, 時効消滅 4, 不納欠損処分 5, 時効の中断 参考資料 町税等収入状況調べ (令和 3 年 1 月末現在) 千円 <table><thead><tr><th></th><th>H24</th><th>H25</th><th>H26</th><th>H27</th><th>H28</th><th>H29</th><th>H30</th><th>R1</th><th>R2</th></tr></thead><tbody><tr><td>総額</td><td>50.632</td><td>47.986</td><td>43.986</td><td>41.640</td><td>50.695</td><td>32.026</td><td>30.541</td><td>20335</td><td>未確定</td></tr><tr><td>累積</td><td>284.691</td><td>253.771</td><td>228.621</td><td>203.788</td><td>202.099</td><td>168.469</td><td>148.716</td><td>126.148</td><td>226.223</td></tr></tbody></table> 【知見】 令和 3 年 1 月までの滞納額・件数が減少していると思われますが。今回の資料内容が乏しい。令和 3 年 2 月 19 日 (金) 所管事務調査を行なった資料とほぼ同じで、令和 3 年から令和 5 年までの資料を早急に議会に提出することを望む。滞納者は複数の事案で未払いしていると考えますので、徹底した対処が必要です。										H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	総額	50.632	47.986	43.986	41.640	50.695	32.026	30.541	20335	未確定	累積	284.691	253.771	228.621	203.788	202.099	168.469	148.716	126.148	226.223
	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2																														
総額	50.632	47.986	43.986	41.640	50.695	32.026	30.541	20335	未確定																														
累積	284.691	253.771	228.621	203.788	202.099	168.469	148.716	126.148	226.223																														

収受年月日	委員長	事務局長	書記
6.7.22			
第 号	議員派遣 委員派遣	調査	研修

様式 1

調査研修等報告書

令和 6 年 7 月 20 日

議会議長
委員会委員長 様

提出者 吉村 守広

派遣目的 (調査等 名称)	総務常任委員会所管事務調査報告書		
派遣の 日時	令和 6 年 7 月 17 日	派遣先 (場所)	委員会室
内容	町税及び使用料等の収納状況について		
派遣 結果 (意見 及び 感想)	町税の収納状況は、令和 5 年度で率にして 99.19%だった。滞納繰越については、令和元年には 1 億 2 千万円あったが、令和 5 年度末には 4 千 7 百万円となっている。しかし、時効やその他のやむおえない事由により徴収権が消滅し不納欠損金として処分する額が、令和 5 年度は 1 千万円を越えている。 使用料は、IP 告知システムと地上デジタル再送信システムについて調査した。どちらも収納率は 95%を越えていて、滞納繰越も令和 5 年には担当者の努力により大きく減額している。 町税も使用料も収納状況は概ね良好な状態と思われる。只、滞納者が出るのが問題となる。滞納者には様々な事由で滞納してしまうと思われる。担当者には、実態調査を行い、法令に従い、現状に則した有効な処分を期待します。また、長期にわたり滞納させる方にも問題があることを認識し、研修会等に積極的に参加しスキルアップを望むものである。		

收受年月日	委員長	事務局長	書記
6・7・24		議員派遣 委員派遣	
第	号		

様式 1

調査研修等報告書

令和 6 年 7 月 2 4 日

議会議長
委員会委員長 様



提出者 鈴木 孝則

派遣目的 (調査等 名称)	総務常任委員会所管事務調査		
派遣の 日時	令和 6 年 7 月 1 7 日	派遣先 (場所)	委員会室
内容	町税及び使用料などの収納状況について		
派遣 結果 (意見 及び 感想)	1, 町民課 町税等滞納額の推移を見ると年々減少傾向にあり職員の努力の成果が垣間見える。今後も引き続き努力されたい。 2, 総務課 令和 3 年度の更新内容についてと、IP 告知システムと地デジ再送信システムの使用料納付、滞納状況について説明を受けた。 令和五年度時点の加入状況は世帯数 3 2 9 0 中、2 4 3 5 で加入率は 7 4 パーセントである。使用料は 2 5 3 戸が減免されているが、未納額は現在 6 7 4, 1 0 0 円である。 地デジ再送信使用料は令和 5 年までの合計で 2 8 7 件、2 2 4, 1 0 0 円である。以前も指摘したが水道料金滞納の対応のように放送を止めることは総務省の見解により出来ないと言うが、ならば滞納に対する総務省の解決策を是非聞いてみたい。 システム運営上技術的な問題があるのかもしれないが総務省が懸念しているであろう NHK の放送のみを再送信して民放はシャットアウトすることは出来ないか検討してみては如何か。 正直者が馬鹿を見ることは許されない。再送信使用料滞納に対しての総務省の解消方法を是非伺いたいものである。		